

■居住誘導区域から除外する災害リスクが高い地区

下記に示す考え方を踏まえ、居住誘導区域から除外する区域を検討します。

- 高潮浸水想定区域（室戸台風規模）の発生確率（5百年から数千年に一度の確率）を踏まえ、浸水想定区域全域を除外するのではなく、住民の命を守る観点から、一般的な家屋の2階以上への垂直避難が困難になる浸水深3.0m以上の地域を除外の検討対象とする。
- 洪水の家屋倒壊等氾濫想定区域は、建物等への甚大な被害が想定されるため、居住誘導区域から除外する
- 鉄道駅周辺の利便性の高い地域や土地区画整理事業が施行された区域については、浸水深3.0m以上の浸水が想定されている場合でも防災対策を講じることで居住誘導区域に含めることを検討する。

図 除外区域の検討（JR 尾張森岡駅周辺）

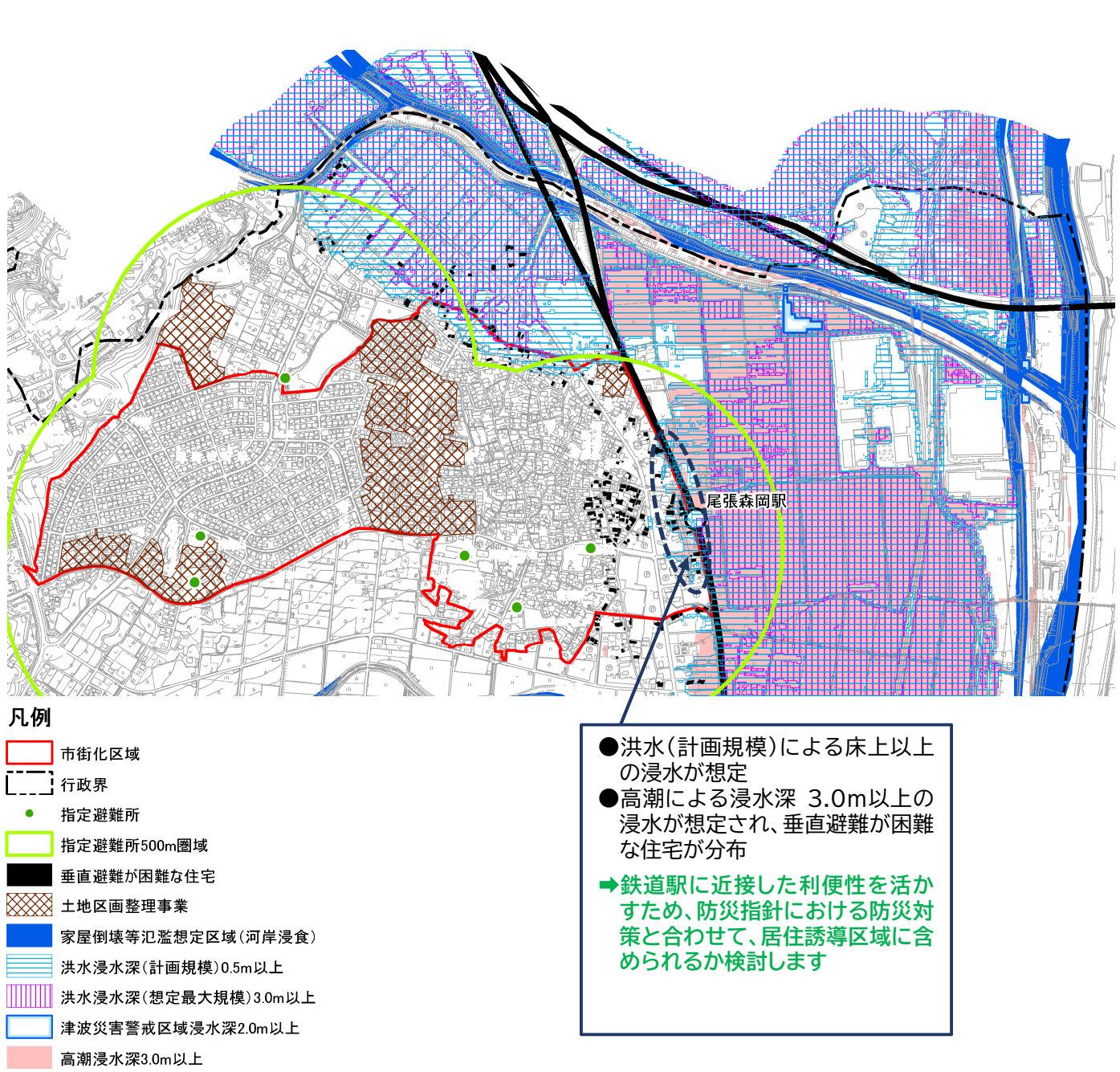


図 除外区域の検討（JR 緒川駅周辺）

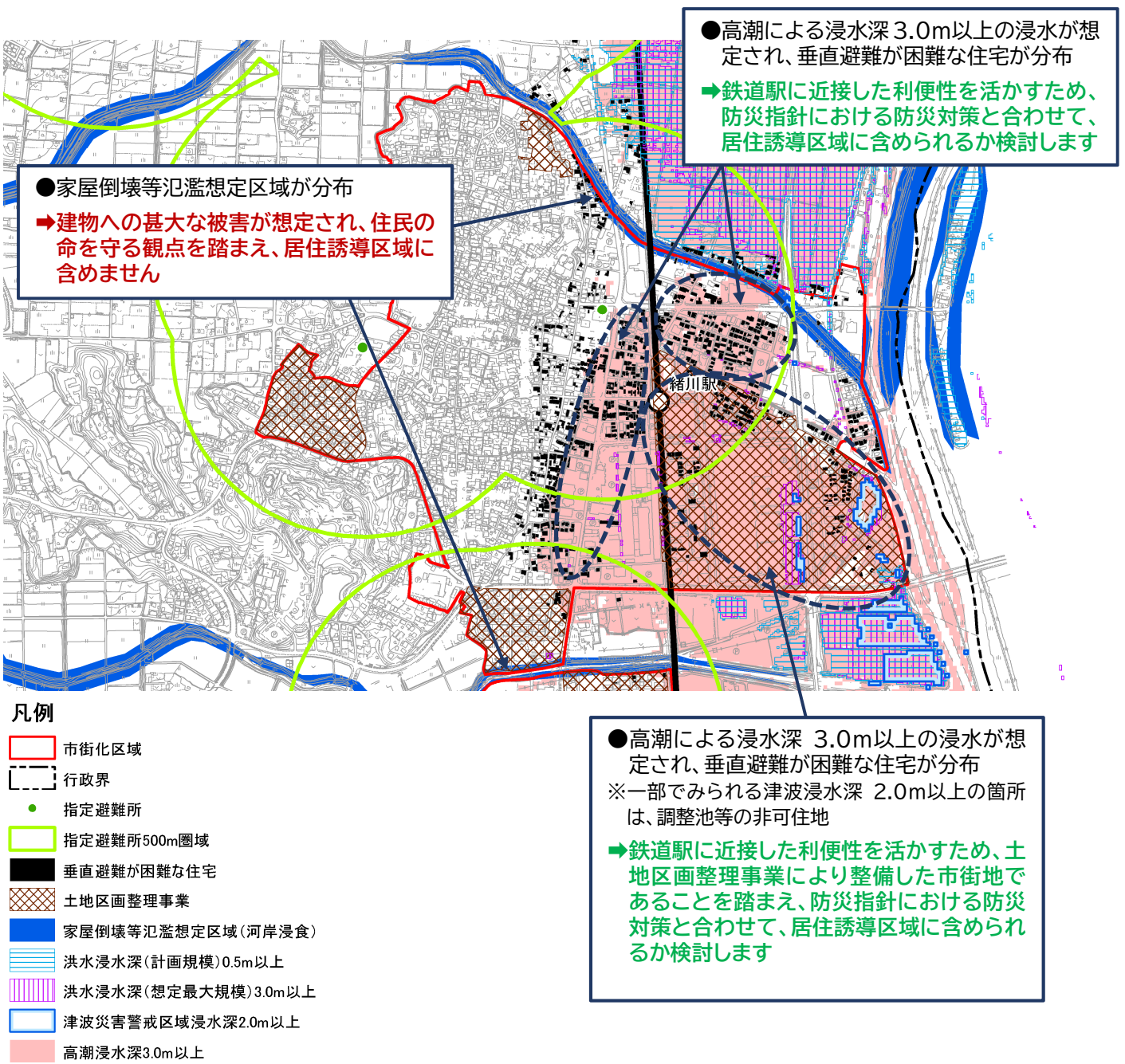




図 除外区域の検討（JR 石浜駅）

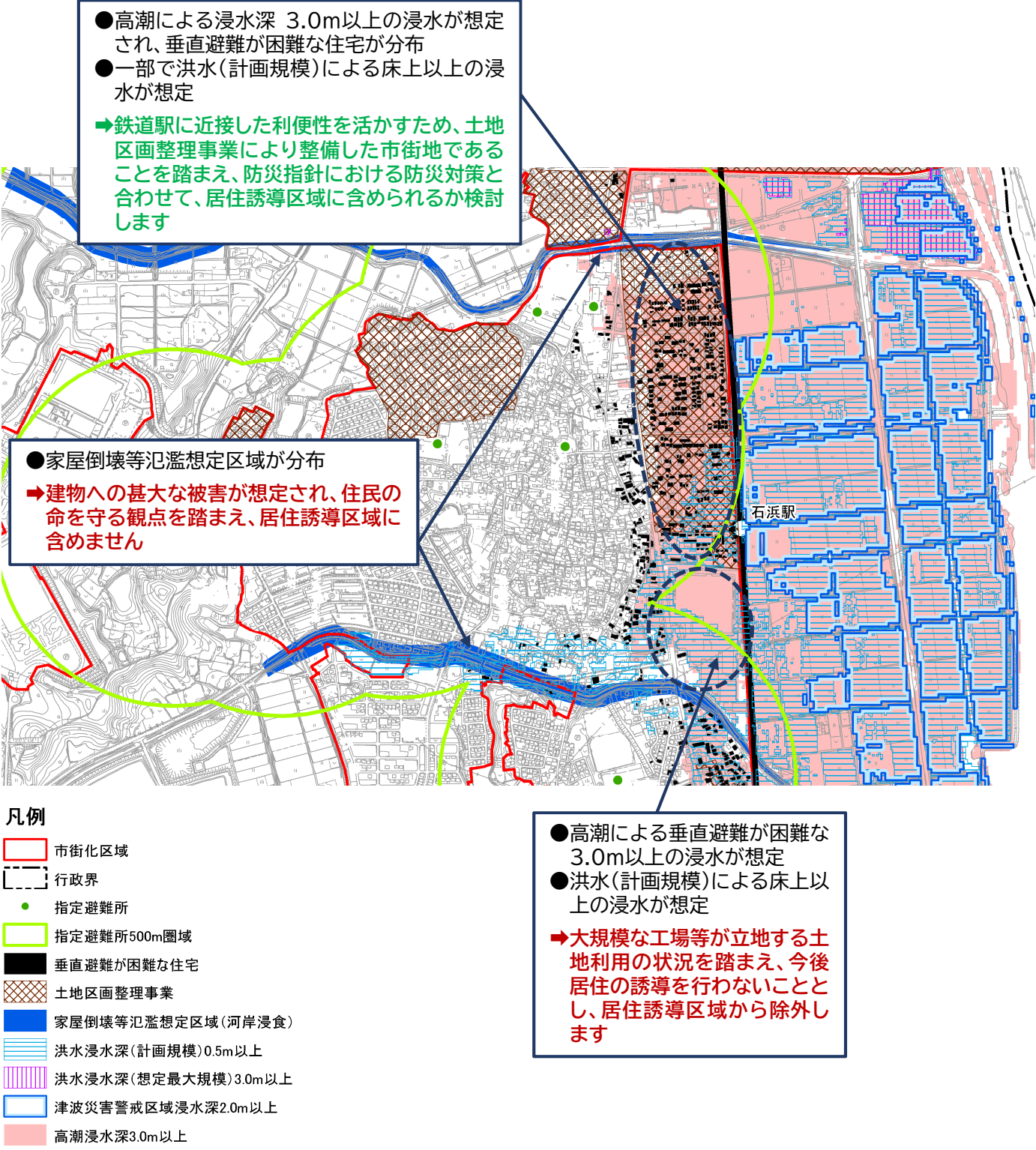
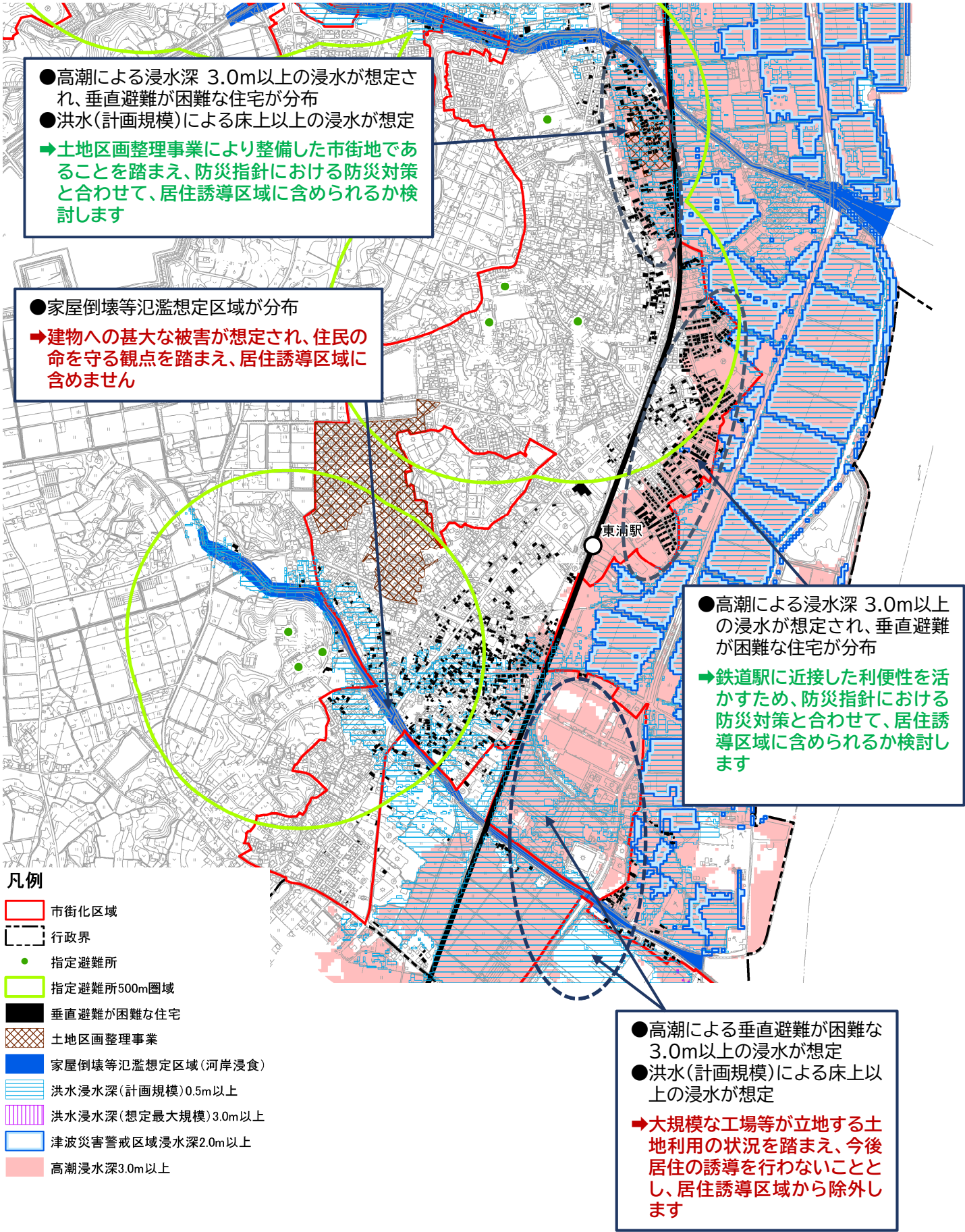


図 除外区域の検討（JR 東浦駅周辺）





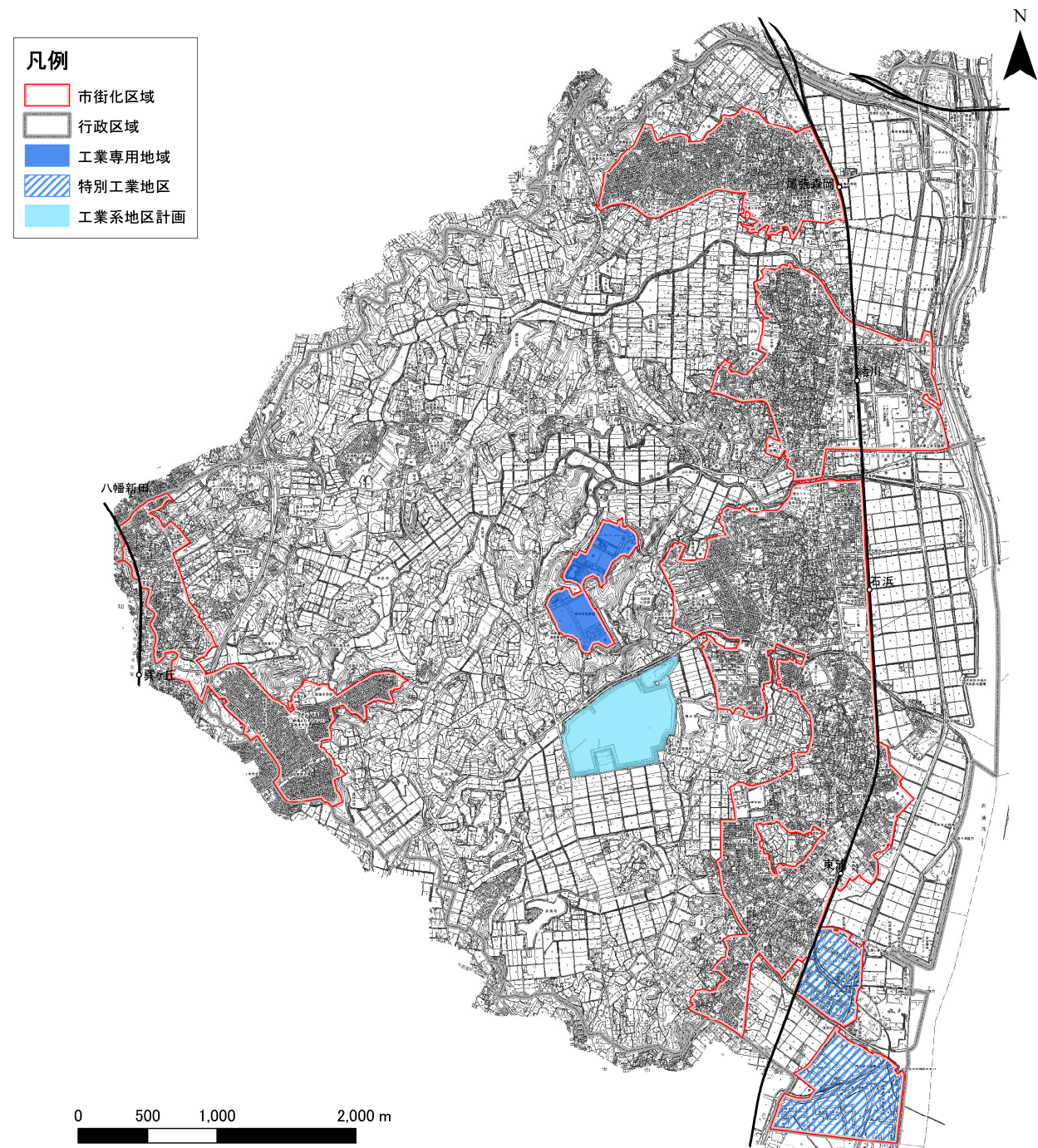
② 住宅用地以外の土地利用を推進する地区

都市計画運用指針を参照し、工業用地をはじめとする住宅用地以外の土地利用を推進する下記の地区を除外区域とします。

【住宅用地以外の土地利用を推進する地区】

- 工業専用地域
- 特別工業地区(東浦工業団地地区、南栄町地区)
- 地区計画区域(東浦石浜工業用地地区)

図 除外区域（住宅用地以外の土地利用を推進する地区）



(3) 居住誘導区域の設定

前項で検討した除外区域を市街化区域から除いた区域を居住誘導区域として設定します。この際、届出制度を運用する際に区域境界が分かりやすいことが重要であることから、地形地物や用途地域境界による区分します。

図 居住誘導区域（案）

